

東京都動物愛護管理推進計画（改定案）に対する意見募集（パブリックコメント）の集計結果

合計
245

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	計	
動物の適正飼養の啓発と徹底	飼い主に対しての厳しい飼養規約を作成し、ペットショップ等で譲渡する際に渡すようにすべき	<p>施策1において、ペットショップ等における動物を飼い始める前からの啓発、飼い主への継続的なサポートを促すなどの取組を進めていくこととしています。</p> <p>都では、事業者に対し、動物の購入者向けの啓発用チラシ「飼う前に必ず確認すべき10のこと」を配布し、販売時の説明において活用していただくよう働きかけるなどの取組を行っています。</p>	15	
	販売後のペットショップによる継続的なサポートを義務づけるべき			
	犬猫を簡単に飼わないようにすべき	<p>施策1において、飼い主に対し、命ある動物を飼うことは責任と負担を伴うものであること、責任をもってその終生にわたり適正に飼養しなければならないこと、他者への危害防止や周囲の生活環境への配慮、法令や遵守すべき基準等について十分に理解し実践できるよう普及啓発を充実させることとしています。</p>		
	飼い主の免許制度を導入すべき			
	【施策-1】 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	「犬を飼うってステキですか？」の動画を、たくさんの方に見てもらえるようにすべき		<p>施策1において、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」の内容を充実させ、適正飼養に関する情報を広く発信することとしています。</p> <p>また、終生飼養の趣旨等を十分に理解いただくよう、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めていくこととしています。</p>
	SNSによる発信を積極的に使っていきべき			
	SNS等の他に、都や区市町村による相談窓口を設けたり、動物病院での情報提供を義務付けるべき	<p>動物愛護相談センターは地域に身近な区市町村と連携しながら、飼い主等からの相談に対応しています。</p> <p>また、施策3において、飼い主を含め住民が身近な地域で相談できる体制の整備を進めていくこととしています。</p> <p>さらに、施策6において、地域における普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の確保と養成等を進めていくこととしています。</p>		
	遺棄虐待や自治体に動物の持ち込みなどを行った場合、二度と動物を飼えないようにすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
ペットショップが販売相手に一定の規制を設けるとともに、自治体からの譲渡の基準の見直しやフォローアップ等も行うこと	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。			

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物の適正飼養の啓発と徹底	【施策－２】 犬・猫の適正飼養の徹底	ペットショップや動物病院等での猫の飼養三原則のパンフレットの配付を義務付けるべき	施策１において、飼い主への啓発については、ペットショップ等の協力も得ながら様々な機会を通じて働きかける環境づくりを進めていくこととしています。 また、施策２において、「猫の飼養三原則」については様々な媒体を活用し普及啓発を進めていくこととしており、区市町村その他の関係者とも協力しながら、普及啓発を進めていきます。	8
		猫の飼養三原則を犬やその他の動物にも拡大すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		猫だけでなく犬の屋内飼養も推進すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		首輪と胴輪を両方用いるダブルリードを義務付けるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
	【施策－４】 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携	動物の５つの自由を啓発すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	6
		飼い主に避妊、去勢手術を行うことを約束させるとともに、動物を看取れない高齢者等への譲渡は禁止すべき	動物愛護管理法では、犬猫の所有者は、動物がみだりに繁殖することを防止するため、生殖を不能とする手術その他の措置を講じなければならないとされています。これを前提とした上で、施策４では、飼い主への適正飼養に係る指導のみでは解決が困難な事例が発生した場合に、関係機関が連携して対応できるためのネットワークづくりを進めることとしています。	
		多頭飼育になる場合、全頭の避妊去勢を義務付けるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		多頭飼育崩壊になった者の動物の飼育を禁止する条例を制定すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
	5頭以上の多頭飼育は登録制にして、定期的に監視すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	事業者に対しても多頭飼育に起因する問題に取り組むよう働きかけるべき	施策11において、令和元年の動物愛護管理法改正により規定された、事業者における適正な飼養管理の具体的基準等の周知を進め、特にブリーダーなどの監視指導等の際にはその徹底を図ることとしています。		

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物の適正飼養の啓発と徹底	【施策－５】 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	動物虐待禁止に取り組むべき	<p>施策５においては、令和元年の動物愛護管理法改正による罰則強化も踏まえ、関係機関と連携してその周知や指導、啓発に取り組むとともに、警察及び獣医療、地域保健等にかかる関係機関との情報共有や連携体制の強化を進めることとしています。</p> <p>また、動物虐待等の事案に関する通報先や相談窓口については、都のホームページやポスター等により周知を図っています。</p> <p>司法警察に係る御意見であり、参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	19
		都民が動物の遺棄・虐待や不適切な飼育を見かけた場合にすぐに通報できるよう、その方法や連絡先などを広めるべき		
		アニマルポリスを設置すべき		
		動物愛護管理法について、各警察への説明や周知を行うべき		
		警察官・捜査官に立入りや緊急措置の権限を付与すべき		
		虐待防止のためのパトロールを厳しくして、罰則を強化すべき		
		虐待等を受けた動物を飼い主から引き離し、一時避難ができる場所を作るべき		
		虐待されている動物の緊急保護を実施すべき		
		所有権に関する特例について明記すべき		
	【施策－７】 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	動物の命の大切さや適正飼養について教育を行うべき	<p>第４の「施策の取組状況」１－(６)の記載のとおり、生命尊重等の情操の涵（かん）養や動物による事故防止等に関する啓発として、小学校低学年を対象とした動物教室の実施等の取組を行っています。</p> <p>施策７においては、子供の発達段階を考慮したプログラムの見直し等についても取り組むこととしています。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>施策７において、動物を飼養している学校に対し、引き続き区市町村等と連携し、教職員等に対する動物飼育に係る講習会等の機会を通じて、基本的知識の普及や情報提供、助言等を行うことで、動物の飼養が適正に行われるよう支援していくこととしています。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	27
		動物教室を年代別に沿って実施すべき		
		ボランティアが保護動物の一時預かりの様子をインターネット上に掲載するなど、子どもを含めて広く啓発できる取組について、積極的に支援すべき		
		動物愛護先進国の取組を積極的に取り入れるべき		
		アニマルウェルフェアや畜産業等について学ぶ機会を設けるべき		
		教職員に向けた更なる学習の機会を設けるべき		
		学校で動物を飼育する際には届出をさせ、飼養状況を定期的に確認すべき		
		改定案では、学校での動物飼養を進めているようにも読めるため、「学校において動物の飼養が行われる場合には、適正に飼養されるよう」に修正すべき		
		学校での動物介在教育は、動物福祉に則った飼養管理が可能な所に限るべき		
		学校での動物の飼養を禁止すべき		

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計	
動物の致死処分を取組の更なる推進減少を	【施策－８】 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	自治体が率先して野良猫の避妊去勢手術を実施すべき	第４の「施策の取組状況」２－(１)の記載のとおり、「飼い主のいない猫対策」に取り組む区市町村への補助や地域における理解促進のための啓発資材の提供を行うなど、区市町村の取組を支援しています。区市町村への補助においては、不妊去勢手術の費用その他対策の実施にかかる経費を対象としています。 施策８においても、地域に根差した取組が進むよう、引き続き区市町村を支援することとしています。	9	
		TNR（猫を捕獲し、不妊去勢手術を施して、元の場所へ戻すこと）の徹底と啓発、ボランティア・NPO法人等への助成を実施すべき			
		ボランティアには、なにかしら報酬のような形で感謝を示すべき			御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
		ふるさと納税によりボランティア団体が負担している医療費の一部を助成する等の施策を区市町村に働きかけるべき			御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。
	【施策－９】 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保	殺処分の方法を見直すべき	致死処分を行う場合の方法については、動物愛護管理法第４０条第２項に基づき、できる限り動物に苦痛を与えない方法を考慮して国が定めた指針に示されている方法により行っています。	5	
		去勢手術は臨床経験のある獣医師が執刀すべき	動物愛護相談センターの獣医師職員の技術向上のため、手術経験が豊富な臨床獣医師を講師とした不妊去勢手術の獣医療研修等を行っています。		

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物の 目致死 した分 取数の 組の更 の推 進 る 減 少 を	【施策－10】 動物の譲渡拡大のた めの仕組みづくり	「ペットを飼いたい場合はペットショップで購入」という都民の意識を変えることができるよう活動すべき	第4の「施策の取組状況」2-(3)の記載のとおり、都では独自に「動物譲渡促進月間」を設け重点的な普及啓発を行い、動物譲渡の取組の認知度向上に取り組んでいます。 また、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」で譲渡に関する情報を広く発信しています。	9
		譲渡に関する情報をあらゆるSNSで発信すべき	施策10においても、譲渡に関する情報を広く発信するなど、譲渡機会の拡大を進めていくこととしています。	
		譲渡する際の判断基準を設けて遵守すべき	第4の「施策の取組状況」2の「2020年に向けた実行プラン」における目標値の欄に記載した「保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック」において、動物の適正な取扱いや譲渡判定の考え方等について整理しています。	
		譲渡活動は各ボランティアが個々で行うのではなく、自治体も関与、管理すべき	都では、動物譲渡に関する知識や経験を有し、都の譲渡事業に関する考え方を理解し協力いただける非営利活動団体を譲渡対象団体（登録譲渡団体）として登録し、協力して譲渡を進めています。	
		譲渡動物の医療費の一部を自治体が負担するなどの優遇措置をとるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、動物愛護相談センターでは、離乳前子猫の育成・譲渡の取組における育成に必要なミルク・哺乳瓶等の支給やワクチン接種、負傷動物の譲渡に際しての保護具の提供など、譲渡に協力いただくボランティア団体等への支援を行っています。	
		譲渡相手の個人情報を役所と共有すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 個人情報の取扱いに関しては、法令に則り厳正に対応してまいります。	

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物の致死処分取組の更なる減少を	指標及び目指すべき方向性	動物の殺処分ゼロを継続すべき	<p>都では、第3の「東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況」2の「動物の返還、譲渡、致死処分」の欄で記載したとおり、致死処分の分類の考え方を整理しています。この考え方は国の基本指針における分類の考え方とも合致したものです。</p> <p>年度ごとの致死処分の内訳については、都のホームページで公表しており、ご覧いただくことができます。</p> <p>また、都では動物福祉等の観点から行うもの及び引取・収容後に死亡したものを除く致死処分を「殺処分」と定義しており、本計画においても、引き続き殺処分ゼロを継続することを目標としています。</p>	21
		どんな理由で殺処分したのか、もっと明確に公表すべき		
		動物福祉の観点や引取・収容後の死亡が、殺処分ゼロを継続するための方便になっていないか、十分に検討すべき		
		東京都独自の殺処分ゼロの定義を変更すべき		
		致死処分の判断基準を明確にすべき		
		殺処分は、獣医師や動物トレーナー、ボランティア団体等の意見等、様々な分野の複数の方たちの判断のもと決定するとともに、記録として残し保管すべき		
		殺処分に税金を使うのではなく、シェルターや保護に税金を使うべき		
	都では、殺処分ゼロの継続をはじめとした各指標の着実な向上を目指し、動物の引取・収容数を減らすための取組や新たな飼い主への譲渡を促進するための取組に加え、本計画を掲げた各施策を総合的に実施していきます。			
	「不幸な命ゼロ」を追加すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	計	
<p>事業者等による動物の適正な取扱いの推進</p> <p>【施策－１１】 動物取扱業への監視強化</p> <p>【施策－１２】 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進</p>	動物取扱業者に対して、定期的または抜打ちの検査等により監視指導を強化し、悪質な場合は取消しや罰則を科すべき	<p>動物取扱業の登録や遵守すべき基準等については、動物愛護管理法等で規定され、都はこれらの法令に基づき監視指導を行い、必要な場合には行政処分を行っています。</p> <p>監視指導については、施策11及び施策12において、令和元年の動物愛護管理法改正による規制の強化を踏まえ、事業者への周知徹底を図るとともに、業態に応じた法令周知や指導方法等を検討し、効果的な監視指導を行っています。また、規制内容を踏まえ行政処分等を行う基準を明確化し、必要に応じ警察と連携するなど、厳正に対処していきます。</p>	65	
	改善の見えない事業者には躊躇なく行政処分を実施し、警察や弁護士との連携を密にすべき			<p>施策11において、令和元年の動物愛護管理法改正により規定された、事業者における適正な飼養管理の具体的基準等の周知を進め、監視指導の際に徹底を図ることとしています。また、事業者の自主的な確認を推進し、遵守状況のデータを監視指導に活用していくこととしています。</p>
	監査基準を設けるべき			
	ペットショップにおける人のいない夜間やバックヤードでの飼養状況を指導、チェックすべき	<p>施策11において、令和元年の動物愛護管理法改正により規定された、事業者における適正な飼養管理の具体的基準等の周知を進め、監視指導の際に徹底を図ることとしています。また、事業者の自主的な確認を推進し、遵守状況のデータを監視指導に活用していくこととしています。</p>		
	全事業者を対象に新基準を通知し、適正な管理を促すために、適合状況に関するアンケートを実施、現状把握、立入検査を実施すべき			
	数値規制が変わったら、取り締まる方法を考えるべき	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>監視指導の実施体制については、施策11において、東京の地域特性を踏まえ、効果的・効率的な体制を整えていくこととしています。</p>		
	年に1回の立入検査を行うために嘱託職員を雇うべき			
	抜打ち検査の際には警察の同行を必須とすべき	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>警察等の関係機関とは、必要に応じ連携して事案に対応しています。</p>		
	ペットショップ等による販売時における購入者への事前説明を徹底するとともに、書面にて取り交わし、その記録を保存させるべき	<p>動物の販売業者は、動物愛護管理法第21条の4の規定に基づき、購入者に販売する動物を直接見せ、対面で書類等を用いて適正な飼養等のための情報等を提供しなければならないとされており、また、同法施行規則により、情報提供を受けたことについて署名等により確認することとされています。</p> <p>都では、事業者に対し、動物の購入者向けの啓発用チラシ「飼う前に必ず確認すべき10のこと」を配布し活用を促しており、施策1において、ペットショップ等における動物を飼い始める前からの啓発を進めていくこととしています。</p>		
	販売時における事業者の説明・確認事項に、生涯に係る費用についての理解などを追加すべき			
犬猫等販売業者に対し、法で定められた帳簿以外の書類についても保存させるべき	御意見として承り、施策の参考等とさせていただきます。			
ブリーダーが譲渡する場合は譲渡先を公開するとともに、販売困難になった頭数と状況の管理は東京都が実施すべき	御意見として承り、施策の参考等とさせていただきます。			

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
事業者等による動物の適正な取扱いの推進	【施策－１１】 動物取扱業への監視強化 【施策－１２】 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	ブリーダーから引取り屋へ動物が流れてしまうのを止めるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	(65)
		悪質な販売業者や繁殖業者の飼養する動物を緊急保護すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		ペットの販売業者に対する規制を強化すべき	施策11において、令和元年の動物愛護管理法改正により規定された、事業者における適正な飼養管理の具体的基準等の周知を徹底することとしています。	
		ブリーダーを規制すべき、繁殖頭数を制限すべき	ブリーダー等への監視指導の際は、事業者が自ら定めた犬猫等健康安全計画の遵守や販売することが困難となった犬猫の終生飼養の確保といった従来からの規定はもとより、令和元年度の動物愛護管理法改正により新たに加わった規定について周知を徹底し、事業者による適正飼養の確保を図っていきます。	
		動物販売時における当日受け渡しを禁止すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		ペットショップでの生体販売を制限・禁止すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		倫理的観点から生体販売をやめた事業者を支援する仕組みを検討すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		登録業務の厳格化を明記すべき	動物取扱業の登録に当たっては、法令に則り厳正に行っています。	
		動物取扱業は免許制にすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		動物取扱業者、店員には取扱いに関する専門知識の講習を受けさせ、ペットを飼う人にはペットを飼うための講習を受けさせるべき	動物愛護管理法第22条の規定により、第一種動物取扱業者は、従業員等に対して適切な指示や動物の取扱い等の知識・技術の周知を行う役割を担う動物取扱責任者を選任し、法令で定める研修を受けさせることが義務付けられています。	
		動物取扱業者が習得すべき動物の取扱いに関する専門的知識とは、どんな機関がどんな基準で定めたものか明確にすべき	動物取扱業者が習得すべき専門的知識とは、動物愛護管理法第22条第1項に規定されている知識を指します。	
		動物取扱責任者研修において、講習内容の試験や加齢による診断テストを実施し、合格ラインに届かなかった場合は資格をはく奪すべき	動物取扱責任者研修は、動物愛護管理法に基づき、動物取扱責任者が最新の法令に関する知識や飼養施設・動物の管理に関する方法等を学ぶ研修となっています。	
	動物取扱業者の専門学校等の学生の実習受入れを必須にすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
施設、学校、職場等でもアンケートを実施し、動物取扱業に対する都民の関心の高さを測るべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。			
【施策－１３】 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底	特定動物の飼養規制を厳格にすべき	特定動物の飼養又は保管に係る規制は、動物愛護管理法で定められており、その飼養等における責務の重要性や令和元年の同法の改正による規制強化等について、引き続き周知徹底を図っていきます。	1	

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	計	
事業者等による動物の適正な取扱いの推進	動物愛護法に基づく畜産業者・と畜場への監視指導を徹底すべき	産業動物に関しては、第4の「施策の取組状況」3-(4)の記載のとおり、化製場法の許可施設である畜舎については、家畜防疫等の観点から、家畜保健衛生所と連携した指導等を実施しています。	36	
	「5つの自由」にのっとった動物福祉への配慮の必要性について啓発・発信すべき	産業動物に係る動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利用の観点からの指導については、施策14において、管理者等における自主管理が適正に行われるよう、家畜保健衛生所や区市保健所と連携して指導等を行っていくこととしています。		
	「5つの自由」の推進を強化すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	産業動物の環境をアニマルウェルフェアを意識した環境に切り替えるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	国の法制化と合わせて、「5つの自由」が可能になるようにすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	「5つの自由」に配慮できているか、都独自のチェックシートの提出を義務付けるとともに、監視指導を実施すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	畜産動物の飼育状況や健康状態の確認を徹底し、「5つの自由」に配慮しない業者に罰則を設け、改善を義務付けるべき	御意見を踏まえ、「管理者等による自主管理が適正に行われるよう、普及啓発を進めるとともに、研究機関等に対する実験動物の適正な取扱いに係る検証についても検討していきます。」と修正します。		
	畜産動物をケージに入れず放し飼いにするケージフリーを推奨すべき	実験動物施設への普及啓発に係る施策の方向性については、現行計画からの変更はないため、改定案のままとします。		
	畜舎の環境は一般消費者に見える形でもっとオープンにすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	【施策-14】 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	実験動物施設への普及啓発について、「検討していきます」ではなく、現行計画のとおり「行っていきます」に戻すべき		実験動物に関しては、施策14において「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、普及啓発を進めるとともに、研究機関などに対する検証について検討していくこととしています。
	「実験動物施設への普及啓発」について、現行計画の内容から変更することに反対	御意見を踏まえ、「国際的に普及・定着している動物実験の適正化のための原則です」に修正します。		
	実験動物施設の登録、査察を義務付けるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。		
	実験動物についての実態調査、適正管理の徹底、不適正な取扱いへの指導を実施すべき	「3Rの原則」を実現すべき		
	「3Rの原則」を実現すべき	3Rの原則は実験動物の飼養保管に関する原則ではなく、動物実験をどう行うかに関する原則であるため、説明文中の「実験動物の飼養保管及び」を削除し、「国際的に普及・定着している動物実験の適正化のための原則です」と修正すべき		
「3Rの原則」に配慮できているか、都独自のチェックシートの提出を義務付けるとともに、監視指導を実施すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。			

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
適正な取扱いの推進	【施策-14】 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	「実験施設の状況把握を行い、実験動物の適正な管理と取扱いを実施するよう関係機関、関係者への指導を実施」することを追加すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	(36)
		「関係者の意識の向上を図るため、抜打ち調査を行うなどをして指導することも検討」する旨を追加すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		都は実験動物施設での動物の取扱いの現状を把握できていなかったことを明記すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		実験動物施設等の把握に努め、代替法や引退譲渡について奨励すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		代替え肉など、人間と動物との共存についてもっと啓発すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		商品や活動が動物を傷つけたり殺したりしていないことを表示するラベルである「クルエルティフリー」のマークの表示を義務化するとともに、消費者へ積極的に周知すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		動物の苦痛を軽減するではなく、苦痛を与えないようにすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		動物実験を見直すべき、廃止すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
		セクションタイトルを「実験動物施設への指導」に変更すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	

該当箇所		意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物由来感染症・災害時への対応強化	【施策-15】 動物由来感染症への対応強化	普及啓発の対象として、「飼い主」だけでなく「市民」を追加すべき	御意見を踏まえ、「飼い主をはじめ都民や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を充実させていきます。」と修正します。	2
		展示業等の施設に対し、既存の関連基準の遵守も求めるよう記載を修正すべき	動物取扱業者は、動物由来感染症対策以外にも法令により事業者として遵守すべき基準等が定められており、施策11及び施策12において記載のとおり、事業者への監視指導を行っていきます。	
動物由来感染症・災害時への対応強化	【施策-16】 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	区市町村等における災害時のペット対策マニュアル等の整備やペット用物資の備蓄を進めるとともに、動物取扱業者との連携を強化すべき	第4の「施策の取組状況」4-(2)に記載のとおり、区市町村に対して、防災計画やマニュアル等の整備等など、動物救護体制に関する取組を推進するよう働きかけるとともに、ペット用物資の整備や備蓄等についても支援しています。	9
		災害時に一緒に避難したり、ペット用品の支給が普通にある世の中になってほしい	第4の「施策の取組状況」4-(2)に記載のとおり、区市町村に対し、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針、避難所に飼養場所を設定する際の留意点など、風水害時を想定した対応策を盛り込んだ「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」を提示するなどの支援を行っています。	
		同行避難が可能な避難所の拡大や周知、避難マップの作成を行うべき	施策16においても、同行避難等の対応を円滑に実施するためのマニュアル整備の支援や、避難所運営における関係団体やボランティア等との連携構築を支援していくこととしています。	
		全ての避難所で同行避難動物を受け入れるべき		
		猫も同行避難できる避難所やペットのみの避難所を設置すべき	施策16において、区市町村の同行避難体制の整備を支援するとともに、危機管理の基幹施設としての動物愛護相談センターへの必要な機能の整備、リスク分散等を考慮した関係機関との協力体制の強化等についても検討していくこととしています。	
		災害時に備えたシェルターが必要		

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	計
動物愛護相談センターの機能強化等	人馴れの訓練や譲渡機会の周知を充実させるとともに、飼育困難動物をすぐに保護できる施設を作るべき	動物愛護相談センターは、東京都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設としていきます。 御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	6
	「保護可能な動物数の拡大」を追加すべき		
	「・・・身近な施設とするべく、施設の改築・新築等について検討していきます。」と記載すべき		
	神奈川県動物愛護センターやドイツのティアハイムのような施設を作るべき		
	動物愛護相談センター各所を統合した収容施設を作り、災害時に他府県のレスキューにも使えるようにしてほしい		
その他	殺処分ゼロ、商業目的の動物売買禁止、ペットショップや悪質ブリーダーの廃止、畜産動物への動物福祉、大量生産とフードロス改善、人々の動物への意識改善を実現する東京都になるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	7
	区市町村における動物愛護管理担当職員の設置の努力義務を義務とすべき	区市町村における動物愛護管理担当職員の設置については、令和元年の動物愛護管理法改正により努力義務として規定されました。 御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
	改定案P.15について、苦情等を受けて実施した監視件数が、「延べ」であることを明示すべき	御意見を踏まえ、苦情等を受けて実施した監視件数について、延べ件数として記載を修正します。	
	実際に苦情を受けている業者の実数が何件であるか等、より実態の分かる数値を具体的に記載すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
	日本は動物愛護先進国になるべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	
	ペット業界ではなく動物第一で考えて、動物の飼養環境等を改善すべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	

※集計に当たり、類似の御意見については集約し、内容について一部要約しています。